

## 独立行政法人放射線医学総合研究所共同研究規程

平成13年 4月 1日

13規程第42号

最終改正 平成18年 3月14日

18規程第12号

(目的及び適用除外)

第1条 この規程は、独立行政法人放射線医学総合研究所(以下「研究所」という。)が研究所以外の者と研究費用を分担し、技術知識を交換し、及び研究を分担することによって共同して行う研究(以下「共同研究」という。)について、共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)の内容その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 次の共同研究については、この規程を適用しない。

- (1) 外国の研究機関との共同研究
- (2) 科学技術振興調整費その他文部科学省内部部局の予算に基づき行う共同研究
- (3) 理事長が、その他共同研究の性質等により、この規程を適用することが適当でないと認めるもの。

(共同研究契約の締結)

第2条 理事長は、共同研究を行うことが業務を遂行するため必要かつ適切であると認めるときは、共同研究を行う者(以下「共同研究者」という。)との間で共同研究契約を締結するものとする。

(共同研究契約書)

第3条 共同研究契約は、次の事項を記載した共同研究契約書(以下「契約書」という。)を作成して行うものとする。

- (1) 共同研究の課題、目的及び内容
- (2) 共同研究の実施場所
- (3) 共同研究の実施期間
- (4) 共同研究の管理及び分担並びに費用及び固定資産の分担
- (5) 共同研究に参加する主な研究員の氏名及び職名
- (6) 特許出願、特許権の実施及び特許権の実施料に関する事項並びにその他これに準ずる事項
- (7) 著作権の取扱いに関する事項
- (8) 技術知識の提供及び研究成果の公表に関する事項
- (9) 秘密保持に関する事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

(特許出願)

第4条 共同研究契約における特許出願についての定めは、次の各号によるものとする。

- (1) 理事長は、研究所に属する研究員が共同研究の結果独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。
- (2) 共同研究者又は共同研究者に属する研究員が共同研究の結果、独自に発明を行った場合にお

いて、共同研究者又は共同研究者に属する研究員が特許出願を行おうとするときは、共同研究者はあらかじめ理事長の同意を得るものとする。

- (3) 研究所に属する研究員及び共同研究者又は共同研究者に属する研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、理事長、共同研究者並びに当該出願に係る権利を有する研究所に属する研究員及び共同研究者に属する研究員との間で、当該権利に係る持分を定めた共同出願契約を締結の上、理事長とそれぞれの者が共同して出願を行うものとする。

ただし、共同研究者の同意を得たときは、理事長が単独又は当該権利を有する研究所に属する研究員若しくは共同研究者に属する研究員と共同して出願を行うものとする。

#### (特許権の実施)

第5条 共同研究契約における特許権の実施についての定めは、次の各号によるものとする。

- (1) 理事長は、共同研究の結果得られた技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る発明につき研究所が承継した特許権（次号に定めるものを除く。）を共同研究者又は共同研究者の指定する者に限り、共同研究終了の日から7年を越えない範囲内で契約で定める期間内において独占的に実施させることができるものとする。

この場合において、当該特許権が研究所以外の者との共有に係るときは、当該特許権の共有者の同意を得るものとする。

- (2) 理事長は、研究成果に係る発明につき研究所及び共同研究者が持分を有する特許権（以下「共同研究者との共有に係る特許権」という。）を、共同研究者の指定する者に限り、共同研究終了の日から7年を越えない範囲内で契約で定める期間内において独占的に実施させることができるものとする。

この場合において当該特許権が研究所及び共同研究者以外の者との共有に係るときは、当該特許権の共有者の同意を得るものとする。

- (3) 前2号の規定は当該特許権を共有する者が自ら実施することを妨げるものではないこと。
- (4) 第1号及び第2号の場合において、共同研究者若しくは共同研究者の指定する者が当該特許権を独占的実施の期間の第3年以降において正当な理由無く実施しないとき、又は、当該特許権を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、理事長は、共同研究者及び共同研究者の指定する者以外の者に対し、当該特許権の実施を許諾することができるものとする。

この場合において、当該特許権が研究所以外の者との共有に係るときは、当該特許権の共有者の同意を得るものとする。

- (5) 前各号に定めるもののほか、特許権の実施の許諾及び実施の変更については別に理事長が定めるところによるものとする。

#### (実施料)

第6条 共同研究契約における特許権の実施料についての定めは、次の各号によるものとする。

- (1) 理事長は、共同研究者又は共同研究者の指定する者に対し、研究所が承継した特許権（「共同研究者との共有に係る特許権」を除く。）の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。
- (2) 共同研究者は、共有に係る特許権を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を納入するものとする。この場合において納入する実施料は当該権利に係る研究所の持分に応じた額とする。

- (3) 共有に係る特許権についての共同研究者の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ、当該権利に係る持分を有する者に帰属するものとする。

(特許を受ける権利等についての準用)

第7条 共同研究契約における特許を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利についての定めは、特許権について定めた第4条から前条までの規程を準用するものとする。

(著作権の取扱い)

第8条 共同研究契約における著作権の取扱いについての定めは、次の各号によるものとする。

- (1) 理事長は、研究所に属する研究者が、共同研究の結果独自にプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等の著作物」という。)を作成した場合において、研究所が当該著作物に係る著作権を所有することとしたときは、その旨を共同研究者に通知するものとする。
- (2) 共同研究者又は共同研究者に属する研究者が、共同研究の結果独自にプログラム等の著作物を作成した場合において、共同研究者又は共同研究者に属する研究者が当該著作物に係る著作権を所有することとしたときは、その旨を理事長に通知するものとする。
- (3) 研究所に属する研究者及び共同研究者又は共同研究者に属する研究者が、共同研究の結果共同してプログラム等の著作物を作成したときは、理事長、共同研究者並びに当該著作権を所有することとなる共同研究者に属する研究者の間で、当該著作権に係る研究所とそれぞれの者の持分を定め、研究所とそれぞれの者が共有するものとする。ただし、共同研究者の同意を得たときは、研究所が単独で所有し、又は、研究所と共同研究者に属する研究者とが共有するものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、プログラム等の著作物に係る著作権に準用する。

(技術知識の提供等)

第9条 共同研究契約における技術知識の提案及び研究成果の公表についての定めは、次の各号によるものとする。

- (1) 理事長は、研究所等がその研究のために必要と認めるときは、共同研究者に対し、共同研究の結果得た技術上の知識をできる限り精密な文書として提出を求められるものとする。
- (2) 共同研究者が共同研究の実施期間中において研究成果を理事長以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ理事長の同意を得るものとする。
- (3) 理事長は、共同研究実施期間中において研究成果を共同研究者以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ共同研究者の同意を得るものとする。
- (4) 理事長は、共同研究の終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者から、研究成果中に公表することにより共同研究者の業務に支障を来す部分が含まれているとして、理事長に対し当該部分を公表しないよう申入れがあり、かつ、理事長が公表しないことにつき相当の理由があると認めるときは、当該部分の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

(特例)

第10条 共同研究契約において、特別な事情がある場合は、第3条から前条に定める事項の一部を

省略、又は変更することができるものとする。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月5日 14規程第9号)

この規程は平成14年3月11日から施行する。

附 則 (平成14年6月27日 14規程第36号)

この規程は平成14年6月27日から施行する。

附 則 (平成18年3月14日 18規程第12号)

この規程は平成18年4月1日から施行する。